

令和 3 年第 10 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年10月27日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
選第2号	多治見市農業振興推進協議会委員の推薦について	1件
議第22号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について	2件
議第23号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議第24号	特定農地貸付の承認申請について	1件
報第18号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	10件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	欠席

14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和３年第１０回農業委員会総会を開会する。本日は１３番久野孝好委員から欠席の連絡を受けているので１７名中１６名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第９条第１項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、１番 玉木芳幸 委員、２番 長江あさみ 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに選第２号「多治見市農業振興推進協議会委員の推薦について」を上程する。選第２号について事務局より説明願う。

事務局 多治見市農業振興推進協議会委員について、農業委員からの委員の推薦について多治見市から依頼を受けたため、議題とさせていただくもの。

事務局 現在の農業振興推進協議会の委員の任期が今年の１２月１０日で満了となることから、改めて農業委員会からの委員の推薦を依頼された。推薦に当たっては、農振区域担当の農業委員、女性委員を推薦して頂きたいとのこと。現在の委員は表の通り加納会長をはじめ全７名。次期委員の任期は令和３年１２月１１日から令和６年１２月１０日までの３年間。ただし農業委員の任期が令和５年７月１９日までとなっているため、とりあえず農業委員の任期までお願いする形となる。なお、協議会委員の構成のうち、農事改良組合員として右高委員、地域を代表する学識経験者として農協元役員である、久野委員を選出させていただくことになっているので申し添える。

議長 多治見市農業振興推進協議会委員の推薦について事務局から説明があつ

(異議なしという声あり)

(举手多数)

議長 次に、議第 22 号「農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を上程する。議第 22 号について事務局より説明願う。

[illegible]

土地は合わせて 1,500 m²ほどになるが、この土地を一体利用して■■■さんは家を建てられるとのこと。

議長 議第 22 号の申請番号 1 及び 2 について、地元委員から意見があれば発言願う。

5 番 この土地は以前雑木が茂っていたが、その後伐採をされて一時期は畑をされるような感じもあったがこのような形となった。両方の土地が一人の方の宅地となるということだが大きすぎる感じがする。田んぼができるような場所ではなく、放置しておけば雑木が茂り、山になってしまうので住宅が建った方がよいと思われる。このようなケースは今まであったか。

1 番 事前に頂いている申請書 2 通それぞれに 4,400 万円の資金計画が記入されているがこれは正しいか。2 筆で 8,800 万円ということか。

事務局 2 筆合わせての金額。土地の購入が 2 筆で 950 万円、造成と建築費を入れて合計で 4,400 万円。

1 番 申請書が筆毎に分かれているのに、この部分だけ 2 筆合計の金額というのは良いのか。

事務局 変更の理由については土地毎に記入しておりその後の利用については同じ事業なので同じ金額が書かれている。

7 番 施工主が同じだから同じで良いという解釈。売る人は二人で買う人は一人のためこのような記載となる。

6 番 このような広い複数筆の土地を一人で宅地にするようなケースは過去にあったのか。

7 番 ここまで広い土地を買う人はいないのではないか。

事務局 今回の場合、不動産業者が 2 筆まとめて一つの土地として売り出しをしたという経緯がある。

域の線引き前であること、造成され宅地並み課税がされていることから住宅建設が可能ということで申請をされたもの。

議長 議第 22 号で議論済だが、議第 23 号について意見があれば発言願う。

7 番 線引き前に農転許可が出ている土地ということで納得ができた。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 23 号について採決を行う。議第 23 号を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(挙手多数)

議長 挙手多数により、議第 23 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 24 号「特定農地貸付の承認申請について」を上程する。議第 24 号について事務局より説明願う。

事務局 所在地は赤坂町 8 丁目■■■■番、地目は田、204 m²。賃貸人は■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。賃借人は多治見市音羽町 3 丁目 23 番地、陶都信用農業協同組合。市民農園として使うということで契約は令和 3 年 9 月 6 日から令和 6 年 9 月 5 までの 3 年間。この土地については 7 月の総会で■■■■さんが■■■■さんから所有権移転の許可を受けた後に市民農園の契約変更の意向があり、今回申請があったもの。204 m²を 4 区画に分け、50 m²あたり年間 4,500 円で JA とうとが貸し付けることになる。以前から市民農園として使用されている場所であり、承認要件は適合している。

議長 議第 24 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

7 番 このあたりは畑だがきれいに管理されている。レジャー農園で問題となる駐車場スペースだが、この辺りは道が広いため支障はない。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 24 号について採決を行う。議第 24 号を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 24 号は承認することに決定する。

議長 次に報告事項に入る。報第 18 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 18 号について事務局より説明願う。

事務局 10 件。

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■、■■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■、■■■■■■。土地は陶元町■■■■番■■、畑、現況宅地、44 m²。転用目的は家庭菜園、庭。二人は親子関係。贈与により所有権移転を行うもの。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■、■■■■■■。譲受人、多治見市平和町 7 丁目 52 番地、株式会社オウル。土地は笠原町権現■■■■番■■、畑、605 m²。転用目的は宅地造成。この土地を 3 区画で分譲される予定。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、多治見市笠原町■■■■番地の■■、■■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■■■。土地は 2 筆。1 筆目。笠原町下神戸■■■■番■■、畑、現況宅地、231 m²。2 筆目。同■■■■番、畑、現況雑種地、155 m²。2 筆合計 386 m²。転用目的は住宅、車庫、庭。■■■さんが平成 27 年に自己住宅として 5 条届出がされていたが住宅は建てられず、今回■■■さんに所有権移転して住宅等を建てるもの。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■■■■。譲受人、■■■県■■市■■町■■■■■■、■■■■■■。土地は 2 筆。1 筆目。赤坂町 3 丁目■■番■■、田、現況雑種地、181 m²。2 筆目。同■■番■■、田、現況雑種地、144.63 m²。2 筆合計 325.63 m²。転用目的は駐車場。計画では 6 台分の駐車場となる。

申請番号 5 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■■■■。譲受人、■■■県■■市■■町■■■■■■、■■■■■■。土地は 2 筆。1

筆目。赤坂町 3 丁目■■番■、田、現況雑種地、154.69 m²。2 筆目。同■■番、田、現況雑種地、264 m²。2 筆合計 418.69 m²。転用目的は住宅及び車庫。土地は申請番号 4 の土地と隣接しており、■■■■さんと■■■■さんは親子関係。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、■■市■■町■■■■■■■■■■、■■■■。譲受人、■■市■■町■丁目■■番地、■■■■。土地は坂上町■丁目■■番、畑、284 m²。転用目的は駐車場。傾斜があるため 2 台分ほどの駐車スペースとなる。■■■■さんは該当地近くでアパート経営をしておりその駐車場にするとのこと。

申請番号 7 所有権移転。譲渡人、■■市■■町■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は滝呂町 15 丁目■■番、田、現況雑種地、128 m²。転用目的は駐車場。予定では 3 台分の駐車場を整備するとのこと。

申請番号 8 所有権移転。譲渡人、東京都西東京市北原町 3 丁目 2 番 22 号、株式会社アーネストワン。譲受人、■■市■■町■■番地の■■、■■■■。土地は 2 筆。1 筆目。笠原町寺浦■■番■、田、71 m²。2 筆目。同■■番■、田、849 m²。2 筆合計 920 m²。転用目的は資材置場。この土地は 3 回目の届出となるが近隣に住む■■■■さんが買い受けて自社の資材置場にするとのこと。

申請番号 9 使用貸借権。使用貸人、■■市■町■丁目■■番地、■■■■。使用借人、■■市■町■丁目■■番地、■■■■。土地は宝町 12 丁目■■番■、田、現況畑、374 m²。転用目的は店舗。■■■■さんは■■■■さんのお孫さんにあたる。店舗は美容室でこの土地はレジャー農園があったところで令和 3 年 2 月に特定農地の解約許可がされている。

申請番号 10 所有権移転。譲渡人、■■市■■町■丁目■■番地、■■■■。譲受人、多治見市喜多町 5 丁目 25 番地、株式会社レコス。土地は喜多町 6 丁目■■番、田、現況畑、247 m²。転用目的は資材置場。

議長 報第 18 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

17 番 申請番号 6 の坂上町の土地について。毎年農地パトロールで確認している場所だが、木が生えそろっていて巨木も見られる。枝が電線にかかっている状態が長く続いている。栗の木があるため疑問を感じながら農地として判断していた。この場所が駐車場になることは周りの方にとっても大変よいことだと思

う。ただこのような場所を農地として判断してよいのか。シートを張って何年も耕作されていない土地を保全管理としてよいのか疑問に思った。

7 番 赤坂町でも山に近いところは荒れた所が多い。実際にそれを農地に戻すのは難しい状態であり、相続が増えるほどこのような土地が増えると思う。

議長 こういった荒れた所が少しでも有効利用できればいいのではないかと思う。

7 番 私は市街化区域担当だが、農地パトロールで人様の農地を点検するのは僭越な話であり、荒れた状態にしたいと欲している訳ではない事情がある方もいる訳で、私は点検させていただいているという気持ちで行っている。

議長 私も現場で人に会うと「農地パトロールで土地を見させていただいております。」という言い方をさせていただいている。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないので報第 18 号を終了する。その他議題以外に意見があれば、挙手を願う。

7 番 市民農園について。1 区画 50 m²で何が作れるのか。普通に考えて 1 畝や 2 畝は欲しい。市民農園の考え方だと思うが、家庭菜園の規模と 1 反・1 丁といった規模の中間の大きさがあつたらいい。都市緑化の一環と考えると、1 畝や 2 畝で始められて、もっと大きくやりたいという人が出てくれば多治見市にとっても良い事。ドイツのクラインガルテンというのがあり、100 m²か 200 m²。日本でもクラインガルテン協会があり春日井の方で料金が高いがそういった市民農園がある。駐車場が無いなど多治見固有の事情があるかもしれないが、そのような市民農園が作れないかと感じている。

議長 春日井の西尾町に市民農園があり、駐車場も大きいトイレもある。私も以前、農協に市民農園として提供を申し出たが、駐車場やトイレが無いと近隣から苦情が出るという理由で断られたことがある。

ニーズはあると思うが。

1 番 南姫公民館の事業で、近隣から農地を借りて市民農園事業を行っている。区画割り 30 m²、最大で 2 区画 60 m²まで借りることができ、36 人ほどが利用されている。トイレは無いが公民館を利用している。駐車場は農地所有者から提供頂いている。近くに農協が行っている市民農園もあるが、車は姫川の堤防道路に停めている。値段は分からない。

事務局 農協の市民農園は基本的には 1 区画 50 m²、年間 4,500 円である。

7 番 多治見市農業委員会で中間的な農地の市民農園を作ったらどうかを市長に対して意見具申してみてもどうだろうか。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がなければ本日の議案については以上をもって終了する。事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 先月の総会で連絡をさせていただいた、国際陶磁器フェスティバル美濃のチケット払い戻し方法について。ホームページ上の情報を印刷してお配りしている。チケットが未使用の場合に限り、払い戻しの対象となり、払い戻し期間は年明けの 1 月 4 日から 1 月 31 日までとなる。払い戻し依頼書の様式が公開されていないので、公開されたらお配りしたいと考えている。

事務局 農業祭について。ポスターとチラシを 1 枚ずつ配布させていただいた。今年は 11 月 20 日土曜日、午前 9 時から正午まで。加納会長が農業祭実行委員会の副会長としてオープニングセレモニーに出席される。過去には農業委員会による農地相談のブースを構えていたが、昨年からはコロナ対策で規模を縮小し、農作物販売と抽選会のみで開催となっている。ポスターについて貼る場所があるなら貼って周知をお願いしたい。

事務局 農地パトロールについて。農業委員さんのパトロール結果で判断が付かない場所や場所がわからない場所について事務局で確認させていただいている。みなさんが苦勞されたように、私共でも確認が難しいところが多い。11月末までには何とか意向調査を発送できるように準備したいと考えている。

事務局 その他、ジャンボタニシの被害対策、農業機械の盗難注意についてのチラシを配布させていただいているのでお時間のある時に確認をお願いします。

事務局 次回の総会開催日は、11月24日水曜日の午後2時から。場所は本庁舎5階第1委員会室にて開催。

以上。

(閉会 午後 2時 40分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 3 年 10 月 27 日

議事録署名

1 番

2 番

議長